

第5章 活用計画

1. 公開および活用の基本方針

文化財としての保存・活用及び研究

保存と活用の両立を良好な形で図り、その知見を蓄積し情報を共有する。

まちづくりのシンボル

建設や復興に携わった人々の地域への思いを学習する地域学習・歴史教育の場として、これからの山鹿のまちづくりを担う後進の育成を図る。

地域文化の振興

貸館により発表の場を提供し文化の発信を行う。八千代座を活用することで、文化を創造し発信する。

地域経済の振興

集客、情報発信による観光の振興と山鹿のイメージの向上に貢献する。

2. 公開及び活用の概要

(1) 建造物の公開と活用

八千代座の内部公開は平成元年（1989）より始まり、「平成の大修理」（平成8～13年）期間中は中止したものの、修理完了後の平成13年に再開した。

現在は年間を通して開館しており、原則として毎月第2水曜日、年末年始（12月29日から1月1日まで）を休館としている。八千代座の具体的な活用のテーマと内容について以下に示す。

定期的な観劇体験

芝居小屋としての機能を活かした公演を定期的に行い、市民や観光客が芝居や伝統芸能、古典芸能などに触れる機会を設ける。

常設の公演としては、現在、山鹿の伝統芸能である「灯籠踊り」を土・日・祝日に実施している。

貸館としての利用

利用者に八千代座を貸し出すことにより、それぞれが講演会や音楽会などを独自に開催し、地域振興に繋がる飲食を含めた様々なイベント会場としても利用できるようにする。

その他の体験の際にも、舞台装置や楽屋など、芝居小屋としての機能を演出等に利用できるものとする。

内部見学

平日や土日祝日の常設公演の合間のほか、公演等がない場合には、建物そのものを広く一般に公開する。

館内には順路や解説を記した案内板を掲示し、西側の旧喫煙室には八千代座に関する資料の展示を行うスペースを設けている。また、来訪者に八千代を体感しその魅力を充分に理解していただけるよう、職員による館内案内や映像による解説を行っている。

(2) 資料の公開と保存

八千代座の歴史資料として、奉納扁額や棟札、獅子口などがあるが、これらの資料は館内のほか、八千代座管理資料館「夢小蔵」で公開するものとする。

公開しない資料については、保存条件の整った山鹿市立博物館等で保管し、永年保存することが望ましい。また、修復および活用に伴う改変等によって撤去された部材のうち、保存されることになったものは八千代座の小屋裏や「俳優部屋」などで保管する。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

文化財保護法、熊本県文化財保護条例、山鹿市文化財保護条例
建築基準法に係る条件

当該敷地は、近隣商業地域の用途制限を受けるほか、建築基準法第22条の指定地域になっており、劇場など木造の特殊構造物は外壁および軒裏を防火構造にしなければならない。

しかし、当該建造物は、重要文化財に指定されているため、建築基準法第3条1項の規定により、建築基準法に基づく命令および条例の規定は適用されない。

消防法

消火・警報設備、避難誘導設備について、消防法による規定を受ける。

その他

興業法、都市計画法の規定を受ける。

(2) 建築計画

ア 平面計画

1) 各階の平面計画

- ・1階および2階の各室は、平成13年の大規模改修以来の用途を基本的に変更しない。
- ・1階事務室（西下足預）及び東売店（仕出シ場）また1階俳優部屋の一部（西側の電気室と東隣の1室）は非公開とする。

2) 動線計画

一般来訪者の駐車場は豊前街道駐車場とし、建物北側の交通広場は関係者専用とする。

八千代座への導入は、南側に接道した市道からとし、一般来訪者は、建物と反対側にある八千代座管理資料館「夢小蔵」で入場券を購入し、正面木戸口から建物内に入る。

また、建物内は基本的に順路を設定しサインで誘導するが、コースから外れた公開部分は自由見学とする。

基本動線

(順路)			
受付：八千代座管理資料館「夢小蔵」			
(八千代座へ)			
1階～奈落			
大木戸	本花道	すっぽん	桝席、仮花道
上手棧敷	廻り舞台、迫り(セリ)		ぶどう棚(見上げ)
楽屋(旧楽屋)	奈落(廻り舞台・迫り・すっぽんの仕組み)		
(2階へ)			
2階			
階段	2階棧敷	大向う	旧喫煙室(展示資料)
天井絵(広告)		シャンデリア	(1階へ降りる)

3) 展示計画

八千代座本体の主な構成要素については、各所に名称や説明板を掲示する。

現在展示している奉納扁額は、火災時に避難・搬出することが困難であるため、レプリカを作成し、原本は八千代座管理資料館「夢小蔵」等で展示保管する。また、他の史料原本についても同様の方法を検討する。

西側の旧喫煙室を常設の展示スペースとして、八千代座に関する資料の展示を行い、東側の旧喫煙室を企画展などの展示スペースとして活用する。

修復および活用に伴う改変等によって撤去され保管されている古材については、有効な展示・活用方法を検討する。

イ 施設整備計画

1) 保存管理に係る施設

管理施設

1階事務室(西下足預)を管理施設として管理・運営に関わる職員を配置し、八千代座管理資料館「夢小蔵」に受付及び案内を行う職員を配置する。

防災施設

建造物内には自動火災報知器、漏電火災警報器、屋内消火栓、消火器等を設置し、1階事務室内の火災警報受信盤で集中管理する。現在、東売店(仕出し場)にある火災警報受信盤は管理職員が常駐する1階事務室(西下足預)に移設し、八千代座管理資料館「夢小蔵」に設置している副受信機を舞台下手袖にも設置を検討する。

また、現在西側にある西売店の一部を欠き込んで建てられている消防用のポンプ小屋は、耐震性能の高い貯水槽とするため、および西売店を本来の姿に戻すために東庭等の適地に移設する。

警報設備

現在の警報設備、特に無人となる閉館時間や夜間の機械警備設備の見直しを行う。業務委託先の警備会社で常時監視カメラによる監視を行う。

特に屋外からの浸入および放火等に対する警戒を強化するために、監視カメラと監視システム等を設置し、警報受信機とモニターを西下足預(1階事務室)及び舞台下手袖、八千代座資料館(夢小蔵)等に配備し、何れからも遠隔操作が行えるようにする。

2) 公開、活用に係る設備、施設等

舞台設備

芝居小屋として活用し続けるために、平成13年の修理時に舞台用の音響・照明設備、幕、吊物装置等を最新の設備に更新している。

今後も、公演の多様化・高度化に対応するため、保存に影響を及ぼすものを除き、必要に応じた検討を行う。

空調設備

平土間と棧敷に床暖房設備、小屋裏からダクトを設けて天井吹き出しや館内に冷暖房設備を設置しており、今後は必要な機器の更新を行う。

衛生設備

原則的に既存のルートを変更しない。

給排水設備

原則的に既存のルートを変更しない。

電気設備

原則的に既存のルートを変更しないが、活用において舞台や観客席の照明設備や非常時の誘導灯等の変更・新設が必要な場合はこの限りではない。

照明器具は、平成13年の修理以前から継続して使用しているものは、可能な限り現在のものを使用する。口ウ引き電線の他、修景に配慮した器具を更新する場合には、その意匠を踏襲する。それ以外のものは、可能な限り修景に配慮した器具に更新する。

便益施設

館外に新楽屋、交流施設、八千代座管理資料館「夢小蔵」、木戸前広場、ふれあい広場があるため、現在館内に便益施設は設けていない。ただし、今後、敷地内にかつて存在していた建物の復元を検討する際は、便益施設としての機能や活用も考慮する。

3) バリアフリー対応について

八千代座は現在、バリアフリー対応とはなっていない。そのため車椅子が自走可能な1/12勾配とした全長3m程度の仮設スロープを木戸口付近に設置し、車椅子での入館にも適宜対応することを目指す。

4) 展示施設、備品の配備等に係る計画

展示施設

展示棚および展示ケースは、建物本体を損なわない意匠・構造のものとする。

その他

一階事務室などの管理部分は、利便性を考慮した備品を設ける。

(3) 外構及び周辺整備計画

豊前街道駐車場を観光に訪れた一般来訪客用の駐車場とする。また、敷地外北側の交通広場は大型バス管理者や公演関係者の駐車スペースとする。

正面の前面道路や木戸前広場、ふれあい広場は、公演やイベント等の開催にあたっては、テントや椅子・テーブル等簡便な施設を設置し、来訪者の休憩所や受付を円滑に行うためのスペースとし使用し、八千代座の機能を補完する。

(4) 管理運営計画

管理・運営には、市職員のほか、業務の一部を委託されている指定管理者の職員があたる。

また、八千代座の運営には、地域住民や商店街、山鹿温泉観光協会等の各種民間団体等の協力が不可欠であり、官民一体となった協議の場である「八千代座審議会」(山鹿市条例により設置)との連携を図る。

4. 活用にあたっての課題

活用にあたって、現状では以下のような課題が考えられる。

保存と活用及び研究を図るため、人材育成とそれに必要な職場環境の整備。

見学事業や公演事業の補助、文化創造事業に市民が参加できる協働の仕組づくり。

歌舞伎興行等の主催や今後、多様化する活用に対応するため指定管理者の会計基準や権限等の見直しを検討する。

指定管理者が安定的な活動や維持・管理を行うためには、補助金だけに頼らない自主財源の確保が必要で、収益性の高い事業の展開やサポーター制度の導入等を検討する。

放火やテロ等に備えた防犯対策や災害時の防災対策の方法や体制の整備が急務である。

火災延焼防止の体制構築、渡り廊下の不燃化。

緊急時の常駐職員対応の円滑化を図る火災警報機器設置場所の見直し。

劇場としての活用について、避難誘導の方法や体制の充実、特に2階からの避難経路を確保すること。

- 所轄消防署とは必要な協議を行ない、八千代座については消防法施行令別表第1(17)項の重要文化財として取り扱う旨の確認を得ているが、実際の使用状況を考慮し、同別表(1)項イ劇場に該当する基準を満たすよう努めていく必要がある。

表 5 - 1 建造物の維持管理

部分	部位	点検項目	・修繕の内容 ○規模等
外部	基礎 外構	・礎石と柱の密着	・隙間が発生した場合の修繕 ○詰物による修繕
		・土台の虫害、カビの発生	・防虫処理、虫食い穴の補修、カビの除去
		・周辺植栽	・剪定、草刈り、消毒
	軒回り 床下	・軒回り破損個所の点検	・蜂の巣の除去
	壁	・上塗り、漆喰塗りの補修	・亀裂部の充填、剥落部の補修 ○1.0㎡未満の補修、修理には剥落物を使用する
		・中塗、荒壁までの補修	なし
		・板壁の損傷、虫害（発生の都度）	・損傷部の修繕、防虫処理 ○損傷1.0㎡未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1㎡未満
	屋根	・雨漏りの点検、瓦の割れ、欠け	・損傷部瓦の差し替え ○1.0㎡未満の屋根瓦差し替え
		・目地漆喰の剥落	・1.0㎡未満の部分修理 ○0.5㎡未満の目地漆喰塗替え
		・雨樋の劣化、錆、取付け状況	・1.0m未満の補修、塗装
	その他	・窓廻り木部の腐朽、塗装剥離、 ・正面看板の錆、固定状況、 ・太鼓櫓の木部の腐朽	・損傷部の修繕、防虫処理、防腐剤塗布 ○1.0㎡未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1㎡未満

部分	部位	点検項目	・修繕の内容 ○規模等
内部	壁	・上塗り、漆喰塗りの補修	・亀裂部の充填、剥落部の補修 ○0.1㎡未満の補修、修理には剥落物を使用する
		・中塗り、荒壁までの補修	なし
		・板壁の損傷、虫害（発生の都度）	・損傷部の修繕、防虫処理 ○損傷1.0㎡未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1㎡未満
	奈落	たたきの過乾燥又は過湿、ひび割れ、凸凹（発生の都度）	・補修 ○0.1㎡未満の補修
	床	・張板の浮き（発生の都度）	・修繕 材は健全で固定のみ問題が生じた場合 ○1.0㎡未満の修繕 ・腐朽等で材の交換が伴う場合 ○0.1㎡未満の修繕 ・物の引きずりによる傷付き注意と重量物の持込制限
		・畳の劣化、破損	・畳表の張替え ○畳床取替の場合は3.3㎡未満
	木部	・虫害	・防虫処理、虫喰穴の補修 ○1.0㎡未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1㎡未満
	建具	・板戸 ・障子戸 ・雨戸	・修繕 ○戸車の交換 ・オリジナルがある場合...同材での交換に限る ・オリジナルがない場合...任意 立て付けの調整及び障子紙の張替は、軽微にもあたらない
	金具類	・錆の発生点検	・錆取り、磨き
	照明器具等	・電気配線の点検 ・照明器具の取替	・電球、蛍光管の取替え